

令和元年度 第2回地域包括支援センター運営協議会 議事録

会議名	令和元年度 第2回 地域包括支援センター運営協議会	
日時	令和2年2月13日(木) 14:00~15:50	
場所	うじ安心館 3階 大会議室	
出席者	【委員】6名 空閑会長、中村副会長、奥西委員、関戸委員、村山委員、石田委員	委員 6名 その他 17名 合計 23名
	【地域包括支援センター代表者】6名	
	【事務局】8名 健康長寿部 副部長 健康生きがい課 6名 介護保険課 1名	
	【傍聴者】2名	
	【報道関係者】1名	
議題	1. 協議会委員の変更について 2. 平成31年4月~令和元年12月 地域包括支援センターの運営状況について 3. 令和2年度 地域包括支援センターの重点取り組み事項について 4. 令和2年度 地域包括支援センター及び日常生活圏域について	
配布資料	次第 地域包括支援センター運営協議会委員名簿 報告資料 平成31年4月~令和元年12月 地域包括支援センターの運営状況について 別冊 // 報告資料 令和2年度 地域包括支援センター及び日常生活圏域について 協議資料 令和2年度 地域包括支援センターの重点取り組み事項(案)	

会議の経過・結果

<開会>

1. 協議会委員の変更について(14:00~14:10)

事務局より新たに就任される空閑委員の紹介。

本協議会の会長については、「地域包括支援センター運営協議会設置規定」第5条第2項により、協議会委員から推薦があり、委員の了承を得て空閑委員が会長となる。

会長挨拶

2. 平成31年4月~令和元年12月地域包括支援センターの運営状況について(14:10~15:00)

事務局より報告【報告事項 資料 P1~2】

各包括より報告【報告事項 資料 P3~15】

東北包括)小地域包括ケア会議を3回行った。個別事例を検討したのでケースを報告する。軽度の知的障害のある娘と認知症の母との2人暮らしで、8050問題といわれるケースについて話し合ったのと、娘が急死して認知症の母が1人残されたケースの検討をした。身寄りがない、もしくは支援者がいない認知症の高齢者は、金銭管理等ができず、後見人が就くまでの間、NPO法人などが本来業務ではない業務を担って、後見人が就くまでの間をしのぐしかない。これらのケースで共通していたのは、支援が必要な高齢者を早い段階で把握しておくことで、先を見通した支援ができるのではないかとということである。小地域包括ケア会議では、地域のネットワークづくりと地域課題の発見に取り組んできたが、今後は、次につながる仕組みづくりを考えたいと感じた。東宇治北包括では、これらのケースを通して、早い段階で支援の必要な高齢者を把握するために、社協や地域の団体等が小地域包括ケア会議の後、自分たちができることを実際に取り組み始めている。

東南包括)権利擁護業務について報告する。高齢者虐待の対応が多い圏域である。身体的虐待が多い。虐待者が精神疾患を患っている人も多く、被虐待者だけでなく、虐待者への支援も必要である。包括や健康生きがい課だけで対応することが難しいケースも多く、障害福祉課や生活支援課との連携もしている。また、介護保険給付の相談も多く、予防給付管理の件数は、新規ケースの発生は、15件/月である。デイサービスに関する相談が多く、近辺で3か所のデイサービスが閉鎖されたことにより、さらにサービス利用の調整が難しくなっている。住民主体型サービスBも積極的に利用しており、利用を促す際には、

会場まで付き添い、歩いて通所が可能か検証するなどしている。

中包括) 権利擁護業務において、対応に苦慮して対応しているケースを報告する。高齢者虐待のケースに、家族の中で引きこもりの人がいることを把握することが多い。高齢者の子であることが多いため、40~50歳代のひきこもりの人である。ひきこもりになるきっかけは、10~20歳代で、社会生活にうまく馴染めず、それ以降ひきこもっている人等が多く、医療機関の受診はしていないし、障害者手帳も持っていない。また、年齢的に京都府のひきこもり支援センターの対象にもならない。対応できる関係機関やつなぎ先がない。そのような人は、本人が会ってくれないことも多く、対応が難しい。

その他、受診につながらない高齢者で、支援が必要な人に対して、介護予防・日常生活支援総合事業対象者としてサービスの利用につなぎ、ヘルパー利用をしながら次なるサービスにつなぐことも苦肉の策として行っている。

介護事業所職員に対する利用者からのハラスメントの相談も入っており、事業所として契約を継続しないとなった場合、次なる事業所を探すなどの対応をすることもある。ハラスメントに関する勉強会などが必要である。

北包括) 地域資源と高齢者をつなぐことを重点的に行った。小地域包括ケア会議において、北槇島地域のサロン活動をさらに広げて実施した。この地域は、行政サービス施設が遠いとの話があり、グループワーク形式で相談ができる「みんなの集い」を定例で開催している。地域の人からは、複数人で相談できるのがよいと好評。また、初期認知症との連携に関しては、認知症の正しい理解の啓発活動を継続して行っており、小倉小学校の4年生から6年生に対して、認知症あんしんサポーター養成講座を実施している。また、介護者支援の推進では、11月11日の介護の日に、圏域内にある京都福祉専門学校の学生とともに、高齢者に対し、介護技術を披露するなどの取組を継続的に行っている。

西包括) 小地域包括ケア会議では、1事例について3回会議を行い、具体的な取り組みを話し合った。ケースは、認知症の独居高齢者である。このようなケースは、西宇治圏域に限らず宇治市全体にあるケースであり、宇治市地域包括ケア会議にも事例として報告した。また、生活支援体制整備事業との連携では、伊勢田地域で、他市町への視察等を行い、元気な高齢者が通う通いの場等の地域づくりの大切さを学んだ。地域の独居高齢者の発見も視野に、生活支援コーディネーターとサロン訪問などを行っている。

南包括) 小地域包括ケア会議は、平盛小学校区で3回実施した。実在の事例をもとに、今後この地域で暮らし続けるために何が必要かを話し合った。人口密度の高い大規模府営団地は隣人との距離が近く、つながりも深く、住民同士や自治会組織の目が行き届いている地域である。今年度の地域包括ケア会議では、独居で生活に不安等がある中、今後も団地で継続した生活をしていくために何が必要かについて、1回目は地域住民と、2回目は介護・福祉の専門職と、3回目は合同メンバーとで、住民の役割や専門職の役割、支え方について意見交換を行った。府営団地は40年以上前に建設され、今は高齢化が目立ち、独居や高齢世帯も多い。南宇治圏域は、府営団地が主構成の平盛小学校区と、旧村と住宅密集地が入り混じった大久保小学校区、区画整備されて宅地化された大久保小学校区に分かれており、住宅環境面や住民の特性に地域差が見られる圏域である。

質疑・応答および意見

委員) デイサービスが減っているとは、どの程度減っているのか。

東南包括) 市内全体は把握していないが、宇治川東側は、居宅介護支援事業所が1ヶ所、デイサービスが3ヶ所閉鎖されている。居宅介護支援事業所として、予防給付を受けないとする事業所も出てきている。機能訓練型デイサービスは、宇治市全体でも待機者が多い状態である。

南包括) ヘルパー事業所も、要支援者を受けないところが出てきている。ヘルパーの人員不足を感じる。

委員) 自分も含め、今後、老々介護になったらどうしたらよいかと心配している。

委員) 市内全体で閉鎖した事業所について、市は把握していないのか。

事務局) 本日、介護保険課から回答できるものが出席しておらず、回答できない。

委員) 包括の負担が大きくなっている。令和2年度、増設されるが、東宇治南包括では人員が減る。大丈夫なのか。

事務局) 小学校区をエリアとして圏域を見直し、東宇治南包括と北宇治包括を大きく2つに分けるような圏域編成。今まで東宇治南包括と北宇治包括は5人体制だったものが4人になる。新たな包括に各3人配置するため、対応できる人は多くなる。

委員) 住民の相談は新旧包括にちゃんと分かれるのか。

事務局) 高齢者人口は、現在、東宇治南圏域が11,170人で、2020年推計人口では東宇治南圏域7,171人、南部・三室戸圏域4,511人となり、1人職員あたりの高齢者人口は少なくなる。

委員) 相談件数は新たな圏域でちゃんと按分されるのか。

事務局) 現在、お住まいの地域で相談先は分かれる。現在、相談者の住所地を集計していないため、ちょうど按分されるかは不明である。

委員) 職員人数が、4対3になるのであれば、相談数もそのように分かれなければ負担は増大する。

事務局) 引継ぎが必要なケースは、支援困難ケースや高齢者虐待ケースになる。その引き継ぎについては、件数が明らかであるため、しっかりと引継ぎを行う。

委員) 北槇島小学校区エリアに住んでいる。これまでは北宇治包括と小地域包括ケア会議を行ってきたが、新しい包括が担当になる。関係団体の連携はどうなるのか。早い段階で新しい包括と連携していきたい。

事務局) 新しい包括と旧包括との引き継ぎは、担当ケース以外に、地域団体の引き継ぎもお願いしていく。学区福祉委員、民生委員にも説明に伺う。また、これまでの小地域包括ケア会議の内容も引き継ぐこととしている。今回の圏域見直しにより、小学校区をエリアとしたため、それぞれの学区福祉委員が複数の包括と連携することはなくなり、1つの包括と連携することになる。

北包括) 北宇治圏域は、槇島包括と北宇治包括に分かれる。地域には心配をおかけしている。引き継ぎはしっかりと行う。4月以降に引き継ぎすることになってはいるが、地域からのニーズもあり、2月中にも、新包括と地域団体の会食会等に参加してつなぎをして

いる団体もある。

委員) 京都府こころの推進員という制度がある。宇治市内に20数名養成されている。活動する場があまりないが、研修は年に数回ある。自分もこころの推進員である。傾聴などの研修を受けた。医療機関で現場の実習もして、証書をもっている。山城北保健所と連携をとって、活用してもらいたい。

東南包括) ケースのかかわりの中で、解決に導いてもらえるのであればぜひ活用したい。山城北保健所に相談はしているが、一緒に動いてもらうことが難しいこともある。

委員) 介護と保健所は連携が少ないかもしれないが、障害福祉と保健所の連携はあるように聞いている。

東南包括) 障害福祉課は手帳がないと対応してもらうことが難しい。

委員) こころの推進員は有償ボランティアのようなもので、活動費年間15,000円をもっている。定期的な会議にも出席している。福祉まつりには毎年参加している。

事務局) 京都府こころの相談員については、理解が不十分である。活用できるかどうかも含めて整理したい。

委員) 包括のオーバーワークの心配をしている。過労死とか大丈夫か。先日も、東宇治民生児童委員協議会の勉強会に包括に来てもらった。

東南包括) 会合に呼んでもらうことで顔と顔が見える関係づくりになり、ありがたい場である。

委員) 制度の狭間問題については、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)について、ぜひ検討してほしい。

委員) 本日の午前中、亀岡市の民生委員研修会に出席していた。その場でも伝えたことは、民生委員が孤立しないでほしいということ。民生委員は責任感で疲弊する。誰かが担うとか、どこかが担うということではなく、チームで対応し、横につながることが大事である。滋賀県守山市でも、課を超えて対応する部署を作っている。民間事業所もそのような取組の中に取り込んでいけないといけない。

3. 令和2年度 地域包括支援センターの重点取組み事項について

事務局より説明

1. 地域の関係機関・関係者との地域包括支援ネットワークの構築

包括の増設と圏域の再編により、新設の包括は、地域関係団体等とのネットワークの構築について特に重点的に取り組んでいきたい。また、既存の包括は、ネットワークをさらに強化していきたい。

2. 認知症の人やその家族等に対する支援体制の推進

認知症の症状が重度化する前の初期段階から、必要な支援等につなぐことができるよう、市民や関係機関への周知啓発に努めるとともに、認知症の人やその家族等に対する支援を推進していきたい。

3. 在宅医療・介護連携推進事業との連携

在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の推進のための協議に協力していきたい。

4. 地域支援を活用した自立支援型介護予防ケアマネジメントの実施

少子高齢化が進む中、高齢者の増加と支援者の確保が課題であり、高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域で生きがいをもって生活できるよう、地域資源を活用したケアマネジメントを実施していきたい。

5. 地域の高齢者の実情把握

地域の社会資源を把握し、日々の相談対応等の活動や圏域ごとに開催する小地域包括ケア会議等において、地域課題の明確化を行いたい。

4. 令和2年度 地域包括支援センター及び日常生活圏域について（報告資料）

事務局より説明

質疑・応答および意見

委員) 京都府こころの推進員が、組織化されていないのであれば、組織化されるとよい。そうすれば、地域包括ケア会議などの参加など、活動の広がりがある。周知も広がるのではないかと。

委員) 自分は、通いの場や介護相談員などもしている。人のために何かしたいが、どんな風にしてよいかわからない人がたくさんいる。情報の取り方がわからない人も多い。思いのある人の力を使ってほしい。

委員) 民生委員は守秘義務があり、他言できない。連携の難しいところである。

委員) 京都府こころの相談員にも守秘義務がある。相談したい人がいても、つながれない状況。今は山城北保健所を經由して研修などの情報が入っている。

委員) 現在、民生委員が情報を共有しているのは、市と包括だけ。

委員) 連携する上で、個人が特定できないようにして情報提供することは問題ないと思う。京都府こころの相談員も、その発信が必要で、相談の入り口を明確にすると情報が入ってくるのではないかと。仕組みを作ることが大切。

委員) 本人の同意も必要。

委員) 滋賀県守山市で、生活困窮者自立支援ネットワークができたのは、ひきこもりや8050問題が既存の会議では扱えず、課を横断してできた組織である。そこには、ひきこもり支援団体のNPO法人なども参画しており、地域の民生委員や、相談員なども入っている。具体的に事例検討もしていて、委員も広げてきている。宇治市にも、資源はたくさんあるので、新たに資源を作るのではなく、つないでいくとよい。この運営協議会も世代を超えて話し合う場にしていくのか、今後検討が必要かもしれない。

委員) 閉鎖していく事業所の理由をつかんでおいてほしい。宇治市社会福祉協議会は、居宅介護支援事業所をしていないが、他市では居宅介護支援事業所をしている社会福祉協議会もある。しているところは大変だといっている。一般事業所は経営が無理なら

閉鎖していくが、包括などはそうはいかない。包括が無理してやっているのではないかと心配。

委員) 小規模多機能事業所もよい施設だが、介護報酬で採算が取れないなど、経営が難しく、職員が集まらないとか、職員が疲弊して辞めていくなどの問題がある。介護の人材を何とかしないといけない。

委員) 高齢者の実態把握とはどのようにしていくのか。

事務局) これまで、包括の相談実績などを量として把握してきたが、今後は高齢者の実態を相談内容の分析ができるような形で集約し、小学校区ごとに把握していきたいと考えている。

委員) 第8期介護保険事業計画で、アンケートを送付しているが、その結果からも圏域ごとの情報が集約できると思う。その結果を包括に情報提供して活用してほしい。

事務局) 活用していききたい。

委員) 民生委員も75歳以上の独居高齢者の訪問を行っている。今年度も700人訪問する。そのような情報も活用してほしい。

事務局) 今回いただいた提案について検討していききたい。

<会議終了 15:50>